

# 寝屋川市の義務教育における医療的ケアを考える会規約

## 第一条(名称)

本会は「寝屋川市の義務教育における医療的ケアを考える会」と称する。

## 第二条(所在地)

事務所の所在地を 〒572-0051 大阪府寝屋川市高柳 6-16-12 とする。

## 第三条(目的)

本会は寝屋川市の義務教育において医療的ケアを必要とする子どもが「個」として尊重され、安心して学校生活を送ることができるよう、諸条件の整備の実現を目的とする。

## 第四条(事業)

- (1) 医療的ケアを必要とする人や、その家族、関係者と情報交換を行う。
- (2) 医療的ケアのための必要な情報収集・蓄積、関連団体・関係機関等との連携を図る。
- (3) 医療的ケアを必要とする人々や、その家族のネットワークを形成する中で、知識、経験の共有化、精神的な支え合い等、セルフヘルプ活動を促進する。
- (4) 医療的ケアを必要とする人々を取り巻く社会環境整備、法律、制度等の問題点を確認し、改善に向けての活動を行う。
- (5) 医療的ケアへの社会的理解を深めるための活動を行う。
- (6) 機関紙等を発行する。
- (7) その他必要と思われる事業を行う。

## 第五条(会員)

本会は、本会の目的に賛同する団体、個人で構成し、次の会員をおく。

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員

\*会員として加入した者には機関紙の配付、イベントのお知らせ、情報提供がなされる。

\*会員として加入した者は運営委員会及び総会での発言権を有する。

## 第六条(入会)

会員として入会しようとする者は、所定の用紙に必要事項を記入し、会費とともに本会に提出し運営委員会の承認を受けるものとする。

## 第七条(退会)

会員の希望により、又は二年以上会費を納入しなかった場合は退会するものとする。

## 第八条(除名)

本会の目的から逸脱した行為、本会の名誉を著しく損ねた場合、運営委員会の決議をもって除名することができる。

## 第九条(役員)

本会は次の役員を置く。

代表者一名、副代表者一名、事務局員若干名。

#### 第十条(運営委員会)

代表者・副代表者・事務局員で構成される運営委員会を毎月一回開催し、緊急の場合別途事務局が召集する。

緊急の場合は別途代表者が召集する。

#### 第十一条(運営費)

本会の運営費は、会費、寄附金、その他の収入によって賄う。

#### 第十二条(会費)

会費請求は毎年六月に行う。原則として入会日が年度内であれば、その時期に関わらず当該年度会費とする。

- |         |       |       |
|---------|-------|-------|
| (1)個人会員 | 年会費一口 | 1000円 |
| (2)団体会員 | 年会費一口 | 5000円 |

#### 第十三条(総会)

- (1)総会は、個人会員をもって構成する。
- (2)通常総会は毎年一回開催する。
- (3)本会の役員は、通常総会において決定する。
- (4)必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- (5)総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- (6)総会は、委任状を含め会員の五分の一以上の出席がなければ開会することができない。
- (7)総会の議事は、この規則で別に定める場合を除き、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (6)やむを得ない理由のため会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の出席会員を代理人として表決を委任することができる。
- (7)総会を開会したときは、事務局で議事録を作成しなければならない。

#### 第十四条(附則)

- (1)この規約は2010年4月1日に溯って効力を発する。